

財務省（理財局）の取組について

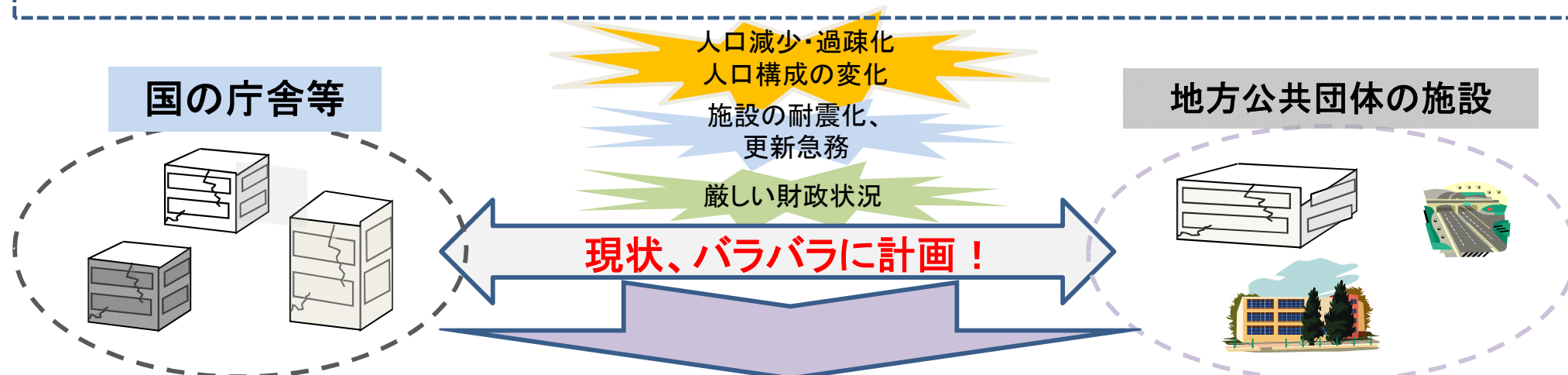
平成27年4月10日

財務省 理財局 国有財産企画課

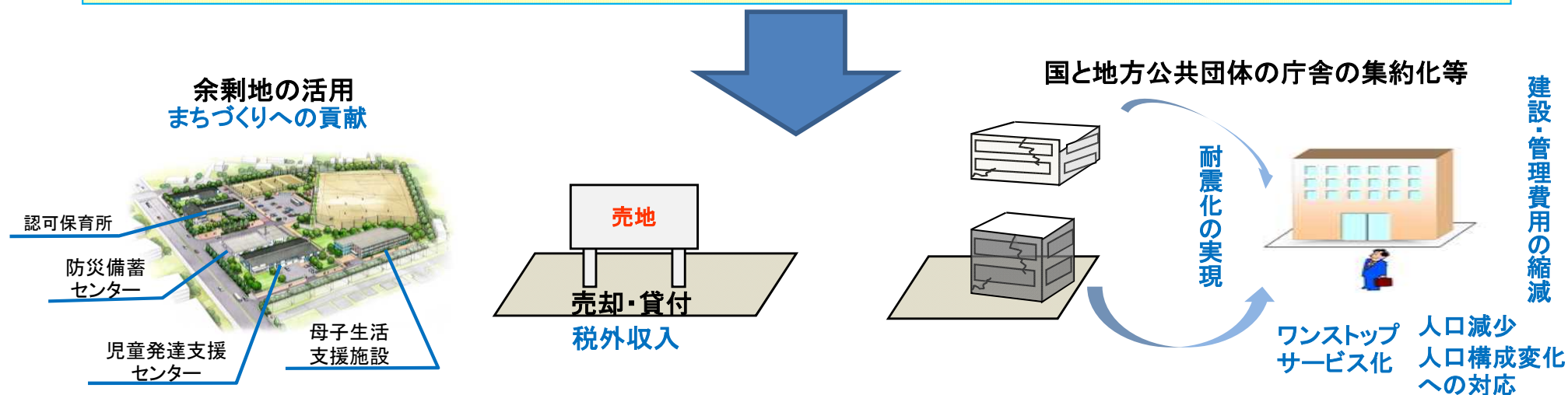
地域における国公有財産の最適利用

国も地方も、公的施設の耐震化への対応や、施設の老朽化への対応が求められている。また、地域における人口減少に応じた、公共施設等の集約・再編・活性化が必要な状況。

国・地方ともに財政事情は極めて厳しい状況の中で、国有財産の総括機関である財務局と地方公共団体が連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化を図っていく必要。



国有財産の総括機関である財務省・財務局と地方公共団体が相互に連携し、地域の庁舎等のニーズを**新たに**調整（マッチング）



財務局の総括権を活用した地域における国公有財産の最適利用

地域における**国公有財産の最適利用**とは、**地域の様々な課題の解決に向けて、国有財産の総括機関である財務局が、**国有財産を管理する各省各庁をとりまとめ、**国、地方公共団体、その他機関が相互に連携し、一定の地域に所在する国公有財産等の情報を面的に共有し、中長期的な観点から、地方公共団体の意向を尊重しつつ、庁舎をはじめとする公用財産等の最適利用について調整すること**

財務局と地方公共団体等が連携した国公有財産最適利用の実施体制

地方公共団体

公的施設の耐震化等計画

- 庁舎等の耐震化、待機児童解消、高齢化対策
- 公的施設の現状
 - ・ 老朽施設、不要施設(遊休地)の増加
 - ・ 財政難による整備の遅れ
 - 中長期的なまちづくり計画の策定(宿舍跡地、返還財産等普通財産の活用も含む)

連携

国土交通省地方整備局

官庁施設整備構想(25年12月～)

一定地域内の庁舎について、費用対効果の高い最適な中長期計画を策定

財務局管財部

国有財産の総括権をフル活用

取得調整計画

庁舎を新規に整備する際の審査

使用調整計画

既存庁舎の最有効活用に関する審査

庁舎、普通財産の現況データ

監査等を活用した国有財産の現況把握

連携

財務局融資部門等

地方公共団体の公的施設の整備に関し、ファイナンスに関する提案等

公的機関

独立行政法人・国立学校法人等の財産の処分・有効活用について連携

連携

制度官庁

エリアマネジメントを実施する上で関連する政策課題に関する意見交換・課題解決のための必要な連携
【必要に応じて財務省理財局経由】

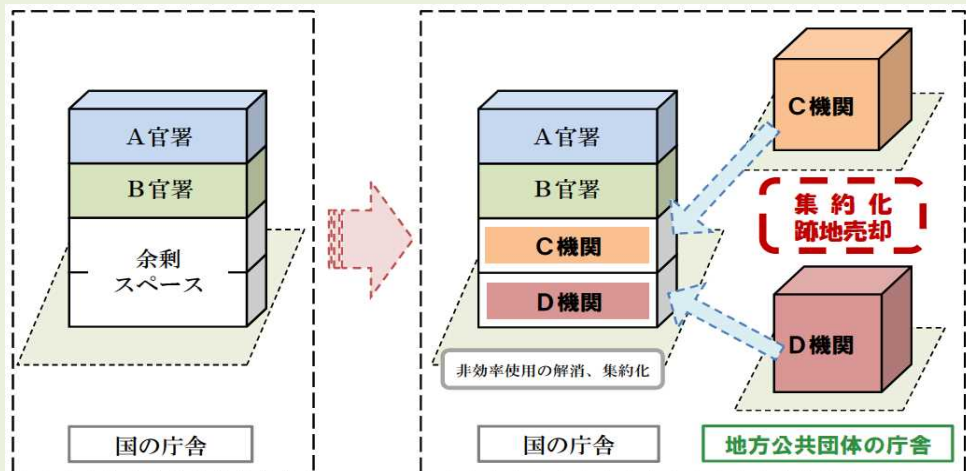
連携

財務省主計局

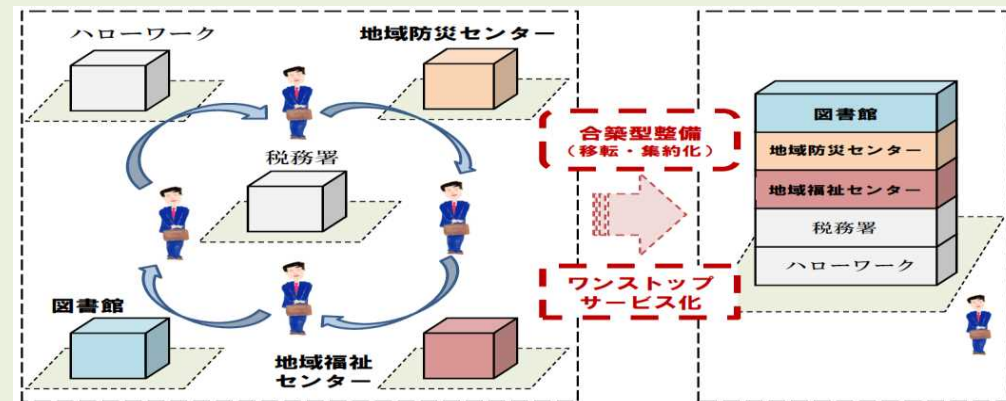
取得調整審査結果を予算査定に活用
【財務省理財局経由】

～ 国公有財産の最適利用による主な成果のイメージ ～

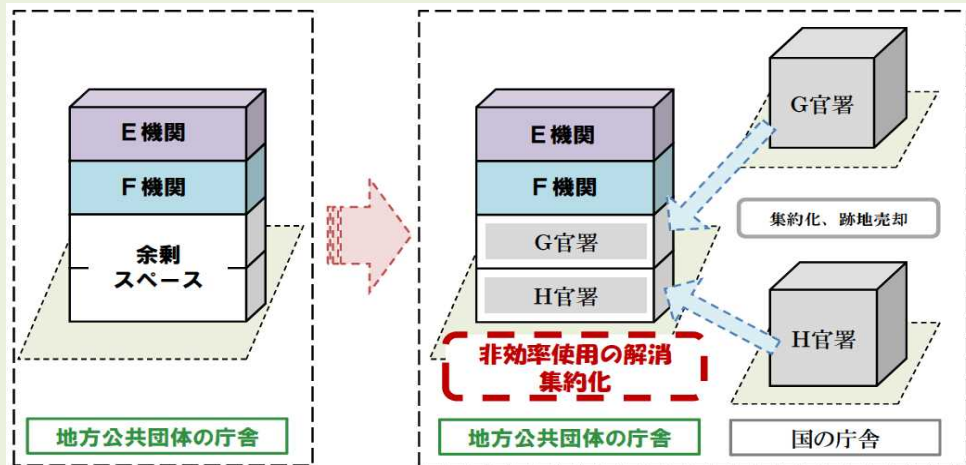
【歳入アップや公的施設の効率化】



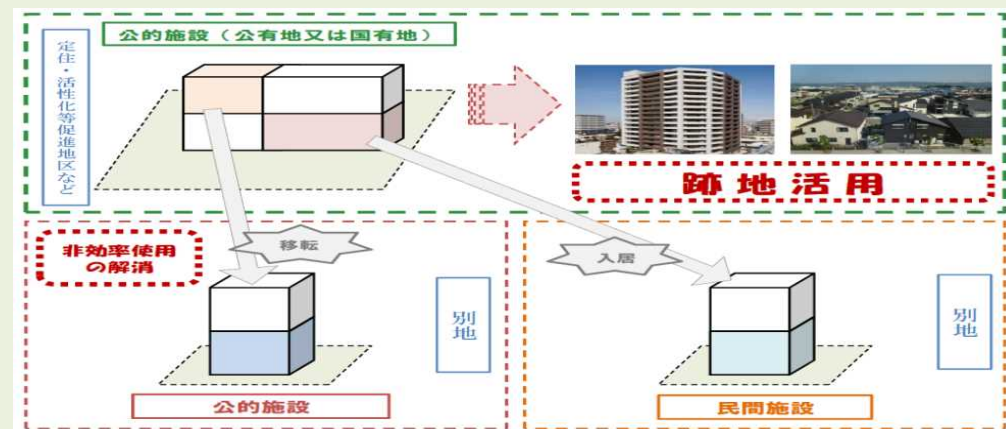
【地域住民の利便性向上】



※ 必要に応じ、民間資金（PFI・PPP等）も活用



【跡地活用によるまちづくり（定住促進や市街地活性化など）】



※ 跡地活用のため、必要に応じ、都市計画変更も検討

利用者利便性の向上(国・都・区施設の合築) の事例 (東京都世田谷区)

○ 事案の検討が始まった契機

財務局からの接触(世田谷税務署の老朽・狭隘・耐震性不足解消のため、東京都、世田谷区に対し一体的整備計画を打診)

○ 事案のアピールポイント

- ・ 国有地と都用地を一体利用し、国・都・区の施設を合築整備することにより利用者の利便性向上と財産の有効活用を実現。
- ・ 世田谷税務署、法務局世田谷出張所の老朽・狭隘・耐震性能不足の解消。

○ 財産の概要

所在地：東京都世田谷区若林4丁目

敷地：4,129 m²

入居官署

国：世田谷税務署、東京法務局世田谷出張所

都：世田谷都税事務所

区：世田谷図書館、世田谷保健福祉センター一分室

○ 事案の経緯

平成 20年 9月 国、東京都、世田谷区の3者で一体的な庁舎整備の円滑な実施に向けた確認書締結

平成 24年 3月 世田谷地方合同庁舎(仮称)建設工事推進会議作業部会設置

平成 26年 5月 工事着工

《施設の概要》

(延床面積)	13,117 m ²
(構造)	鉄筋コンクリート造
(階数)	地上6階地下1階
(建築工事)	H26.5~H28.3

完成予想図



〈合築イメージ〉



配置の適正化(国・市敷地の交換)の事例 (群馬県前橋市)

○ 事案の検討が始まった契機

前橋市からの要望(国有地との交換により市有地の効率的利用が可能)

○ 事案のアピールポイント

- ・ 国は合同庁舎整備敷地を交換により取得し、前橋市内に散在する庁舎の老朽・狭隘・耐震性能不足を解消。
- ・ 前橋市は、市役所駐車場不足による周辺道路の日常的な渋滞解消及び老朽化が著しい議会庁舎の建替用地を確保

《施設の概要》

- (延床面積) 16,543 m²
- (構造) 鉄骨造
- (階数) 地上11階地下1階
- (建設工事) H25年2月～H27年6月

完成予想図

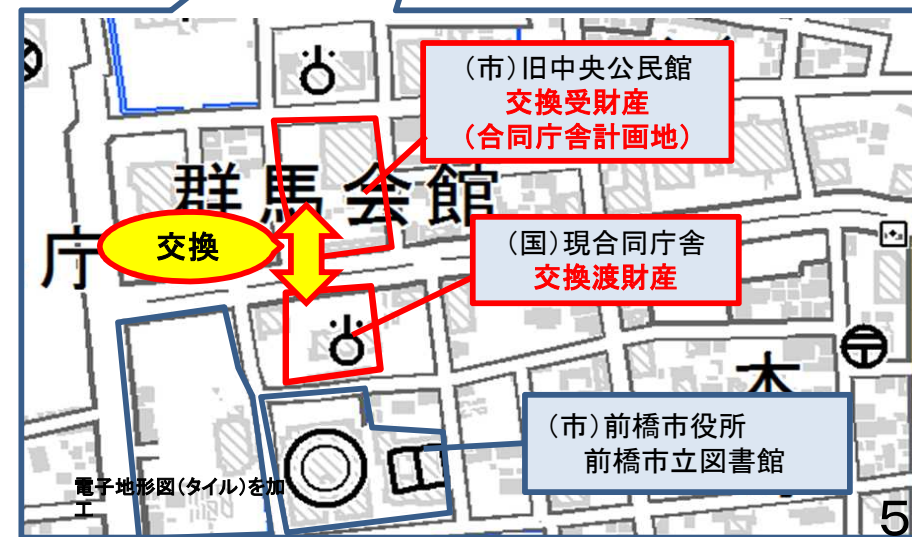
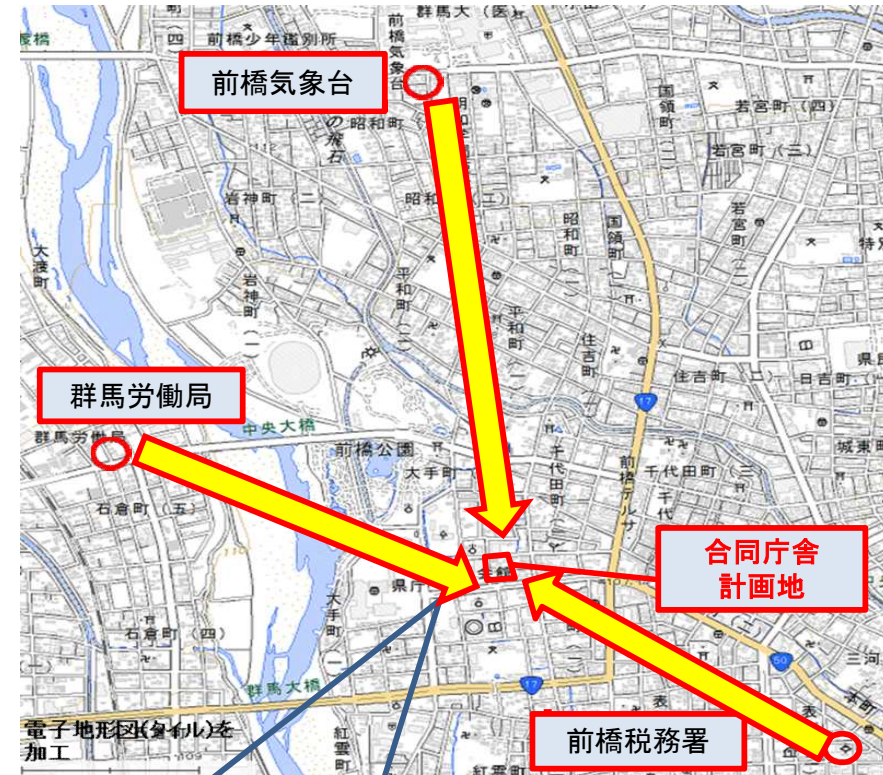


○ 財産の概要

- ・ 交換渡財産(現合同庁舎敷地 外 貸付財産等5物件)
 - 所在地：群馬県前橋市大手町2丁目
 - 敷地：14,695m²(うち現合同庁舎敷地:3,415m²)
 - 市役所として利用
- ・ 交換受財産(中央公民館跡地 外)
 - 所在地：群馬県前橋市大手町2丁目
 - 敷地：5,472m²
 - 国合同庁舎として利用

○ 事案の経緯

- 平成 21年 6月 国と前橋市の間で交換契約にかかる覚書締結
- 平成 22年 5月 前橋市より「前橋合同庁舎の移転整備」の要望
- 平成 24年 3月 前橋市と土地交換契約締結
- 平成 25年 2月 工事着工



経済財政運営と改革の基本方針2014 ～デフレから好循環拡大へ～

(平成26年6月24日閣議決定)

第3章 2－(2) 社会資本整備(賢く使う観点からの取組)

老朽化が進行しつつある既設のインフラについては、民間活力を最大限活用しつつ、ICTや新技術を開発・導入し、戦略的な維持管理・更新等を全分野について総合的かつ計画的に行うことにより、国民の安全・安心を確保するとともに、中長期的なコストの縮減・平準化を推進する。(中略)さらに、地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る。

特に、インフラの多くが地方公共団体により管理されていることから、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を内容とする「公共施設等総合管理計画」の策定・実施を行う地方自治体に対して国の支援を重点化するなどメリハリ付けを行うとともに、必要な知見やノウハウを提供し、人員・技術面の支援を行う。

まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成26年12月27日閣議決定)

Ⅲ－2－(4)－(エ) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

公共施設等の維持管理・更新の課題に対し、循環型社会の視点も踏まえ、真に必要なストックを賢くマネジメントすることが重要となっている。とりわけ、国公有財産の最適利用の観点も踏まえつつ公共施設等の集約化・活用を進め、民間の技術開発やPPP/PFI等により効率化を図るとともに、良質な中古住宅を安心して売買できるよう、適切な住宅選択と住宅資産の市場流通を支援し、住み替えの自由度を上げ地方への移住を円滑化することが重要である。

国有地を活用した保育所整備～待機児童の解消に向けて～

- 平成25年6月の「日本再興戦略」に盛り込まれた「待機児童解消加速化プラン」では、平成25・26年度の2年間で約20万人、29年度までの5年間で計約40万人分の「保育の受け皿」を確保し、待機児童ゼロを目指すこととしている。
- 同プランにおける「国有地を活用した保育所整備」に基づき、財務省として下記取組みを実施中。
 - ① 全国の財務局より、地方公共団体に対し、廃止宿舎跡地などの国有地情報を積極的に提供。
 - ② 継続的なフォローアップを行い、優先的売却や定期借地貸付を実現。
- この結果、
 - ・ 平成25年4月以降、保育所整備への国有地活用事例は契約締結が21件、今後契約予定及び協議中を含めると68件。
 - ・ これらにより、**首都圏を中心に約7,800人分の保育の受け皿確保**に貢献。

(参考) 全国待機児童数 平成26年4月 21,371人 (厚生労働省発表)

国有地を活用した保育所整備の特徴

○ 保育所敷地としての国有地活用

- ・ 保育所整備に適した一定規模以上の用地確保が可能。
- ・ 特に、廃止宿舎跡地の多くは保育所需要のある住宅地に所在。
- ・ 前広な情報提供により、地方公共団体において早期の計画立案が可能。
- ・ 地公共団体と連携を図ることにより、地域ニーズに沿った保育所整備に対応。
- ・ あわせて、定期借地貸付の選択も可能であることから、地価水準の高い都市部においては、保育所整備の初期投資を大幅に抑制することが可能。

〈保育分野における国有地の活用状況(平成25年度以降) ※26年9月末時点〉

	定期借地	売却	合計
契約締結	12 [24]	9 [20]	21 [44]
今後契約予定	9	13	22
協議中	18	7	25
合計	39	29	68

(注) [] は、平成22年8月以降の累計。
定期借地制度を活用した貸付は、同年6月に公表した「新成長戦略における国有財産の有効活用」に基づき、同年8月に導入。

その他の社会福祉分野における国有地の有効活用

- 国有地の処分に当たっては、国民共有の貴重な財産であることを踏まえ、公用・公共用優先の原則に基づき、優先的に地方公共団体等からの利用要望を受け、処分することとしている。
- なお、処分においては、個々の財産の特性に応じた手法を選択することにより、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進する観点から、保育所整備以外にも、介護・医療など人々の安心につながる分野で、国有財産の積極的活用を行っている。

	定期借地					合計
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (注2)	
高齢者関係	0	0	2	7	1	10
障害者関係	0	1	3	0	2	6
医療関係	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	5	7	3	16

	売却					合計
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (注2)	
高齢者関係	2	5	5	4	3	19
障害者関係	5	4	3	6	3	21
医療関係	2	2	2	2	0	8
合計	9	11	10	12	6	48

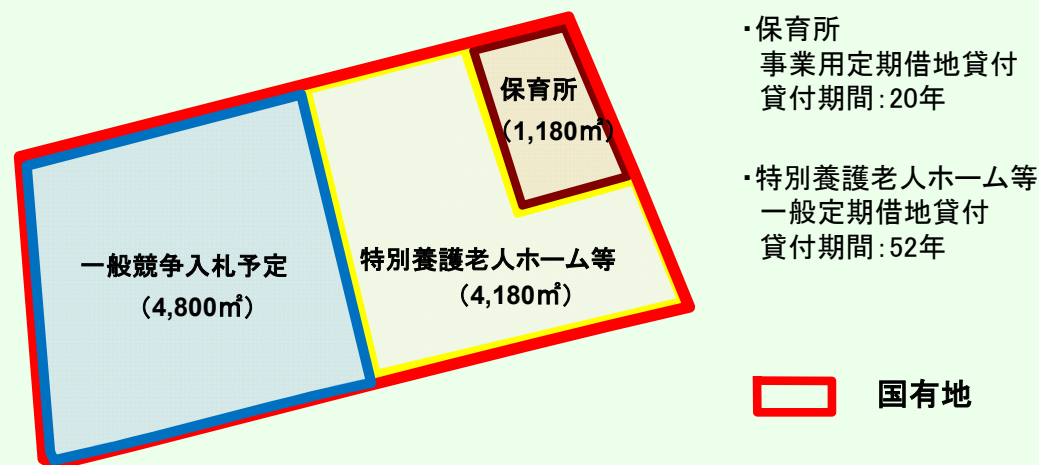
(注1) 平成22年8月以降の件数を計上。

定期借地制度を活用した貸付けは、平成22年6月に公表した「新成長戦略における国有財産の有効活用」に基づき、同年8月に導入したもの。

(注2) 26年度の件数は平成26年9月末時点。

◆ 国有地の有効活用事例 (東京都世田谷区)

- 約1万㎡の広大な国有地の処理において、公用・公共用の取得要望を確認。
- 複数の社会福祉分野の利用要望を受け、要望に基づく国有地の活用方策を検討。
- 社会福祉分野への有効活用を図るとともに、残地を売却することで財政にも貢献。



国有財産行政

- 国民共有の資産である国有財産を適正な方法により管理処分する。不要なものは売却等により財政貢献するとともに、地域と連携した有効活用を図り、地域社会のニーズに対応。
- 各府省は、その所管に属する国有財産の管理を行う(国有財産法第5条)。財務省(財務局等)は、各府省と同じ立場を有するほか、普通財産の管理処分を行うとともに(同法第6条)、各府省の調整等を行うための総括権を有し(同法第7条)、国有財産行政について中核的役割を与えられている。

国有財産法(抄) (昭和二十三年法律第七十三号)

(行政財産の管理の機関)

第五条 各省各庁の長は、その所管に属する行政財産を管理しなければならない。

(普通財産の管理及び処分の機関)

第六条 普通財産は、財務大臣が管理し、又は処分しなければならない。

(国有財産の総括の機関)

第七条 財務大臣は、国有財産の総括をしなければならない。

(参考) 国有財産とは

広義 国に属する財産・財産権すべて

- ・現金 → 会計法
 - ・債権 → 債権管理法
 - ・物品 → 物品管理法
- の規制を受ける

狭義 国有財産法第2条の定義

- ・不動産
- ・航空機・船舶
- ・上記に係る従物
- ・地上権、地役権、鉱業権等の用益物権
- ・特許権、著作権等の無体財産権
- ・有価証券の一部、出資による権利



写真出典:航空自衛隊ホームページ

http://www.mod.go.jp/asdf/special/download/wallpaper/F-15/images/img04_1024_768.jpg